

**【受診・相談センター（積極ガードダイヤル）】**

☎（084）928－1350（24時間対応）

発熱等の症状が生じた場合は、まずは、かかりつけ医など身近な医療機関へ相談  
相談先に迷う場合には、受診・相談センター（積極ガードダイヤル）へ

| 分類  | 名称                          | 内容  | 相談・申請窓口  |
|---|-----------------------------|---|--|
| 相談  | 新型コロナウイルス感染症に関する生活支援相談窓口    | 収入減少に対する給付，貸付金等の生活支援制度全般の相談   | 生活支援相談窓口<br>084-928-1266                                   |
|   | 生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業      | 複合的な課題を抱えて生活に困っている人に対する，自立に向けた包括的な支援の相談   | 福山市社会福祉協議会<br>生活困窮者自立支援センター<br>（福山市福祉事務所内）<br>084-928-1241 |
| 給付・手当など                                     | 傷病手当（雇用保険）                  | 失業保険の受給資格がある人が，病気やけがなどにより15日以上続けて就労することが困難な場合，傷病手当が支給                                       | ハローワーク福山<br>084-923-8609                                   |
|   | 傷病手当金<br>（①健康保険 ②国民健康保険等）   | 感染又は感染の疑いがあり療養のため休業した場合で，給与の支払いがない場合，傷病手当金を支給   | ①加入している健康保険等の保険者<br>②保険年金課<br>084-928-1054                 |
|   | 休業手当                        | 使用者の判断で休業させる場合には，法に定める「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり，休業手当（給与の60%以上）の対象となる                        | 福山労働基準監督署<br>084-923-0005                                  |
|   | 休業手当を受け取れなかった               | 休業手当を受け取れなかった中小企業の労働者に，平均賃金の80%を支給する 1日当たり11,000円が上限<br>適用対象期間2021年2月28日まで 申請期間2021年5月31日まで | 新型コロナウイルス感染症対応<br>休業支援金・給付金コールセンター<br>0120-221-276         |
|   | 収入減などにより住居を喪失またはその恐れがある     | 離職や，やむを得ない休業等による収入の減少などにより，住居を喪失またはその恐れがある人に対し，就職活動することなどを条件に，一定期間，家賃相当額を支給                 | 福山市社会福祉協議会<br>生活困窮者自立支援センター<br>（福山市福祉事務所内）<br>084-928-1241 |
| 学校の臨時休業等により子どもの世話のため仕事が出来なくなった（個人で仕事をする保護者） | 保護者の休暇取得支援<br>（個人で仕事をしている人） | 小学校等の臨時休業等に伴い，子どもの世話を行うため，契約した仕事ができなくなった，個人で仕事をする保護者への支援<br>1日当たり7,500円（定額）                 | 学校等休業助成金・支援金等<br>相談コールセンター<br>0120-60-3999                 |

| 分類      | 名称                            | 内容                                       | 相談・申請窓口  |   |
|---------|-------------------------------|--|--|---|
| 給付・手当など | 収入減により、就学に係る費用負担が重い           | 学用品費等の援助（小中学生）                           | 経済的に困っている人で、世帯の所得が教育委員会の定める基準以下と認められる人に対して、学用品費等、校外活動費、修学旅行費、医療費（う歯などの学校病に限る。）、学校給食費を支給  | 学事課<br>084-928-1169   |
|         | 2021年4月2日から2022年4月1日に出生した子がいる | 出産育児特別応援金                                | ①2021年4月2日から2022年4月1日に出生し、出生時から申請日まで継続して福山市民である。②2021年4月1日から申請日まで継続して福山市民である保護者に同一世帯で養育されている。①②に該当する子ども1人当たり5万円を給付。2021年4月中旬以降順次申請書を送付。  | ネウボラ推進課<br>084-928-1053   |
|         | 配食サービスの拡充が必要                  | 食の自立支援事業（配食サービスの拡大）                      | 本サービスが必要な事業対象者・要支援者・要介護者・障がい者に対するサービスの提供日数を週5食から週7食へ拡大   | 高齢者支援課<br>084-928-1189<br>障がい福祉課<br>084-928-1208  |
|         | 生活保護法による援助が必要                 | 生活保護                                     | 他の制度を活用しても、なお生計の維持が困難な方に対し、最低限度の生活を保障し、自立を支援   | 生活福祉課<br>084-928-1280<br>又は、各支所保健福祉課  |
| 貸付      | 一時的な資金が必要                     | 生活福祉資金貸付制度（特例貸付）                         | 感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し一時的な資金が必要な人や生活の立て直しが必要な人に対し、貸付を行います。<br>○緊急小口資金：一時的な資金が必要な世帯10万円（学校等の休業、個人事業主等の特例20万円）<br>○総合支援資金：収入の減少や失業等により、日常生活の維持が困難となっている世帯（2人以上）月20万円以内、（単身）月15万円以内<br>※貸付期間：原則3か月以内（分割交付1か月ごと） | 福山市社会福祉協議会<br>緊急小口資金・総合支援資金<br>特例貸付受付センター<br>①090-2803-1331<br>②090-4101-1332<br>③090-4103-1333 |
|         |                               | 母子父子寡婦福祉資金貸付                             | 生活の安定を図るため、失業等一定の要件に該当する場合に、生活資金を貸付  | ネウボラ推進課<br>084-928-1053   |
|         |                               | 福山市奨学資金（大学生、短大生等）、誠之奨学金（高校生、高等専門学校生等）の貸与 | 経済的な理由で修学が困難であり、福山市奨学金審議会で認められた人に対し、奨学金を貸与   | 学事課<br>084-928-1169   |

減免など

| 分類            | 名称                       | 内容   | 相談・申請窓口               |
|---------------|--------------------------|--|-----------------------|
| 税金などの納付に困っている | 市民税の減免                   | 失業や疾病などにより、収入が前年と比較し皆無又は著しく減少した場合、収入減少割合で対象税額を減免   | 市民税課<br>084-928-1020  |
|               | 市税の徴収猶予                  | 事業の廃止又は休止、事業における著しい損失、失業等により、一時に納付し、又は納入を行うことが困難である場合、市税を徴収猶予  | 納税課<br>084-928-1030   |
|               | 介護保険料の減免                 | 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、退職、失業等により、世帯の主たる生計維持者の収入が前年より30%以上減少することが見込まれる場合、又は死亡、重篤な傷病を負った場合、保険料の一部又は全部を減免 | 介護保険課<br>084-928-1180 |
|               | 介護保険料の徴収猶予               | 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、退職、失業等により、納付すべき保険料を一度に納付することができないと認められる場合、保険料を徴収猶予                              | 介護保険課<br>084-928-1180 |
|               | 国民健康保険税特例軽減              | 倒産・解雇・雇い止めなどにより離職した場合、前年の給与所得をその30/100とみなして保険税を算定  | 保険年金課<br>084-928-1055 |
|               | 国民健康保険税減免（失業）            | 倒産・解雇・雇い止めなどにより離職、国民健康保険税特例軽減の対象とならない場合、世帯の合計所得に応じて保険税の一部を減免   | 保険年金課<br>084-928-1055 |
|               | 国民健康保険税減免（事業の休廃止）        | やむを得ない事情で事業を休廃止した場合、世帯の合計所得金額に応じて保険税の一部を減免   | 保険年金課<br>084-928-1055 |
|               | 国民健康保険税の徴収猶予             | 事業の廃止又は休止、事業における著しい損失、失業等により、一時に納付し、又は納入を行うことが困難である場合、保険税を徴収猶予   | 保険年金課<br>084-928-1056 |
|               | 国民健康保険一部負担金の免除及び徴収猶予     | 生活が一時的に著しく困難となり、一部負担金の支払が困難な場合、国民健康保険の一部負担金を免除及び徴収猶予   | 保険年金課<br>084-928-1054 |
|               | 後期高齢者医療保険料の減免（失業・事業の休廃止） | 失業、長期休業、疾病などにより著しく収入が減少した場合、保険料を減免   | 保険年金課<br>084-928-1411 |
|               | 後期高齢者医療保険料の徴収猶予          | 事業の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、保険料を一度に納付できない場合、保険料を徴収猶予   | 保険年金課<br>084-928-1411 |

| 分類                       | 名称                                       | 内容  | 相談・申請窓口  |
|--------------------------|--|---|--|
| 税金などの納付に困っている            | 後期高齢者医療保険料の一部負担金の減免                      | 失業、長期休業、疾病などにより著しく収入が減少した場合、一部負担金を減免                          | 保険年金課<br>084-928-1411                            |
|                          | 国民年金保険料免除または納付猶予                         | 失業、事業の休廃止などにより、著しく収入が減少した場合、保険料を免除または納付猶予                     | 保険年金課<br>084-928-1052<br>福山年金事務所<br>084-924-2181 |
| 水道料金・下水道使用料の納付に困っている     | 水道料金・下水道使用料の分納等                          | 生活困窮を原因とした料金未払いの場合、個別相談により分割納付や給水停止日を猶予                       | ふくやま上下水道料金センター<br>084-928-1514                   |
|                          | 集落排水処理施設使用料の分納等                          | 経済的理由等で通常納期での納付が困難な場合、個別相談により分割納付等に対応します。                     | 農林整備課<br>084-928-1035                            |
| 福祉サービスなどの利用者負担分の納付に困っている | 障がい福祉サービス等利用者負担の軽減                       | 世帯の収入が事業又は業務の休廃止等により減少し、所得見込が前年の所得に比べて5割以下に減少した場合、利用者負担を軽減    | 障がい福祉課<br>084-928-1208                           |
|                          | 介護保険居宅介護サービス費及び介護予防サービス費並びに第1号事業支給費の額の特例 | 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により収入が著しく収入が減少した場合、利用者負担分の一部を軽減     | 介護保険課<br>084-928-1166<br>高齢者支援課<br>084-928-1189  |
|                          | 養護老人ホーム月額費用徴収額の減免                        | 収入の著しい減少や支出の著しい増加によって費用負担能力が著しく減少した場合、月額費用徴収額を減免              | 高齢者支援課<br>084-928-1065                           |
| 保育料、学費などの納付に困っている        | 保育所等保育料（保育所、認定こども園、地域型保育事業）の減免           | 世帯の収入が保育料の算定年度（前年又は前々年）に比べ、3か月以上連続して4割以上減少した場合に、保育料を減免        | 保育施設課<br>084-928-1047                            |
|                          | 福山市立福山高等学校授業料の免除・減免                      | 生徒の保護者等が疾病、失業、その他の理由により収入が得られない又は著しく減少した場合、授業料を免除又は減免         | 福山中・高等学校<br>084-951-5978                         |
|                          | 福山市立大学入学料、授業料の減免又は徴収猶予                   | 学生及び院生の学費負担者が疾病、倒産、失業、その他の理由により収入が著しく減少した場合、入学料及び授業料を減免又は徴収猶予 | 福山市立大学 学務課<br>084-999-1113                       |
| 小児慢性特定疾病医療費の支給認定世帯となっている | 小児慢性特定疾病医療費助成制度に係る自己負担上限月額の軽減            | 世帯の収入に著しい減少があった場合、自己負担上限月額を軽減                                 | 保健予防課<br>084-928-1127                            |

減免など

| 分類  | 名称                  | 内容               | 相談・申請窓口  |                                     |
|-----|---------------------|------------------|--|-------------------------------------|
| その他 | 住宅の退去を余儀なくされた方      | 市営住宅の提供          | 感染症の影響による解雇等により住居の退去を余儀なくされた方に、市営住宅を仮住居として有償提供 | 住宅課<br>084-928-1101                 |
|     | 外国人市民で帰国が困難になっているなど | 外国人帰国困難者の在留期間延長等 | 感染症の影響による在留期間等の更新・変更                           | 広島出入国在留管理局<br>福山出張所<br>084-973-8090 |